損益計算書中「受取利息配当金」を「受取利息及び配当金」に、「完成測量高」を「完成測量高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高）及び長期の未成測量を測量進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額」に、「完成測量高」を「社債発行差金償却
社債発行費償却
創立費償却
開業費償却
新株発行費償却
貸倒引当金繰入額
貸倒損失
有価証券売却損
有価証券評価損
雑支出
（社債発行費償却
創立費償却
開業費償却
株式交付費償却
貸倒引当金繰入額
貸倒損失
有価証券売却損
有価証券評価損
雑支出）」に、「その他」を「（固定資産売却損、減損損失、災害による損失、投資有価証券売却損、固定資産圧縮記帳損、異常な原因によるたな卸資産評価損、毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。）
その他」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日の前日までに決算期の到来した事業年度に係る書類については、なお従前の例によることができる。

○関東地方整備局告示第二百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月四日　　関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十九号　塩尻市大字広丘原新田五七五番一から同市大字広丘吉田字道東九八二番一まで　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年四月四日

○関東地方整備局告示第二百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月四日　　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別

北本市二ツ家四丁目四番地内

前　〇・〇〇～五七・八五（メートル）　一・〇一一（キロメートル）

後　五六・九九～五七・八五（メートル）　〇・〇一一（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月四日　　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別

大月市初狩町中初狩字坂下一七二二一番五地内

前　一四・九九～四二・七四（メートル）　一・一四一（キロメートル）

後　一四・九九～四三・一四（メートル）　〇・〇一一（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月四日　　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号